

CLAIR REPORT

米国におけるボランティア活動 —その理念と実態—

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 120 (August 15, 1996)

Council of Local Authorities
for International Relations



財団法人 自治体国際化協会

〒102 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング19階
TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346

目 次

はじめに	-----	1
第1章 アメリカにおけるボランティア活動	-----	2
第1節 アメリカにおけるボランティア活動の理念	-----	2
第2節 米国における非営利団体・ボランティア活動の歴史	-----	5
第3節 非営利団体・ボランティア活動の活発さの要因	-----	7
第4節 米国におけるボランティア活動の現状	-----	11
第5節 ボランティアに係る法制度	-----	14
第6節 米国ボランティアの今後の展望	-----	16
第2章 大規模災害発生時におけるボランティアの役割	-----	17
第1節 概要	-----	17
第2節 連邦危機管理庁（F E M A）	-----	18
第3節 米国赤十字社とボランティア	-----	19
第4節 災害時の寄付金	-----	27
第3章 連邦政府によるボランティア活動の支援・育成策	-----	28
第1節 国家サービス庁	-----	28
第2節 平和部隊	-----	36
第4章 地方公共団体によるボランティア活動の支援・育成策	-----	39
第1節 地方公共団体におけるボランティア活動支援	-----	39
第2節 メリーランド州学生ボランティア支援団体	-----	43
第3節 ニューヨーク市奉仕活動センター	-----	50
第5章 非営利団体によるボランティア活動の支援・育成策	-----	54
第1節 ポインツ・オブ・ライト財団	-----	54
第6章 民間企業によるボランティア活動の支援・育成策	-----	62
第1節 民間企業によるボランティア活動	-----	62
第2節 民間企業が社員のボランティア活動を推進する理由	-----	62
参考文献等	-----	63

はじめに

自発性、主体性、自律性、奉仕性、無償性等を特性とする民間の即ち一般市民の社会奉仕活動や社会参加活動、即ちボランティア活動は、命令性、他律性、義務性、有償性を帯びた国や地方公共団体、即ち政府の行政活動とは元来相いれない独自の活動として発展してきたものである。基本的に両者は今でも併立してはいるが、それらが時に連携し、交錯し、時には両者が融合してその境界が不明確になっている場合も見受けられない訳ではない。

日本においても、行政がボランティア活動に着目し、これを活用すべく積極的にそれらの担い手（ボランティア）に関与介入するケースもみられ、ボランティア活動の主体性、自律性を損なっているとの批判が見られる一方、行政は更にボランティア活動を支援助成すべきであるとの意見や要請もみられる等、両者の関係のあり方には種々検討を要する点が多いように見受けられる。

本レポートではボランティア先進国であるアメリカ合衆国（米国）におけるボランティア活動の理念、歴史、現状、支援育成策等を紹介し、今後の日本におけるボランティア活動のあり方を考える上での参考に供することとしたい。

なお、各ボランティアが実際に活動に従事している「非営利団体組織」の理念、歴史、構造、仕組、法制度、政府との協力関係等については、94年度にニューヨーク事務所で調査を行った「ボランティアに関する調査報告書 アメリカ編」を、また大規模災害に対応する連邦機関の役割とボランティアの関連についてはクレアレポート第116号「米国における国家都市捜索救助システム - FEMAとUS&R隊 - 」を参照されたい。

第1章 アメリカにおけるボランティア活動

第1節 アメリカにおけるボランティア活動の理念

1 アメリカにおけるボランティア活動の理念と特質

17世紀初頭以降、メイフラワー号に乗ってやってきた英国人達、ピルグリム・ファーザーズをはじめとする入植者達は、北アメリカ大陸東海岸に新天地を求めて旧世界からやってきたが、未開辺境の地において入植者達は、大西洋をはさんで3,000マイルも離れた本国政府に頼ることなく、自力独行で自らのコミュニティを作っていた。頼るべき政府がない新世界の地においては、当初から地域共同体レベルでの連帯、協働の精神に支えられたボランティア活動が非常に重要であった。

アメリカの英国植民地化が進むにつれ、英国政府はアメリカ植民地に対して重税を課すようになったが、これに反発したアメリカ人は、独立戦争を通して名実ともに独立を勝ち取った。苦しい植民地時代を経験した当時のアメリカ人は、英国のような「巨大な政府」を好まず、行政機能はできるだけ最小限に抑え、その他の必要な社会サービスは、コミュニティの手で、または民間セクターによって調達しようと努めた。このような歴史的過程とフロンティア・スピリットに満ちた米国人の気質とも相まって、米国独特のボランティアリズムが発展していった。

ヨーロッパ諸国や日本とも異なる米国特有のボランティアリズムの理念と特色としては、次の5点を挙げる事ができよう。

- (1) 小さな政府を指向した結果、政府に納める税金が少ない反面、過小分について、資金面は寄付という形で、また、労働力をボランティアとして、主として民間非営利団体に提供することになった。かくして、住民は多くの公共サービスの提供を政府に代わって民間非営利団体や営利団体から受けるようになった。
- (2) 住民は自分達を取り巻く諸問題を的確に掴み取り、その分野を担当している団体に資金と労働力（ボランティア活動）を供給する。政府が税金を資金源として行う活動に比べ、非常に民意が反映されやすいシステムとなっているが、法的に構築、保障されたシステムではないため、非常に脆い一面も併せ持っている。
- (3) 日本におけるボランティア活動は、代表的な町内活動をも含めて、身内意識や地域優先から、自分の住んでいる地点を中心とした、面的繋がりにより行われているケースが多い。

これに比べて米国におけるボランティア活動は、自分の居住するコミュニティに対する奉仕活動も一般的であるが、それにも増して、自分の関心のある分野（環境保護、ホームレス支援、発展途上国援助等）に従事する、場所を超えたいわば3D的、立体的結び付きによるボランティア活動が非常に発展している。自分の関心ある分野に対するボランティア活動であるため、当然熱心であるし、責任感も併せ持っている。

これには、自分の周りにボランティア活動の受け皿となる多種多様な非営利団体が存在することが、前提条件となっている。

(4) ボランティアの歴史を持ち、小さいころからボランティアの人々を見て、また自らボランティア活動に従事して育ったアメリカ人は、ボランティア活動を行うことに対して何ら抵抗感を持っていない。ボランティア活動は極めて一般的、日常的な行為となっている。

(5) 1990年における統計調査結果によると、全労働人口（1億3,826万人）の11.4パーセントにあたる1,570万人（ボランティア人口640万人、全労働人口の4.6パーセントを含む）が民間非営利団体の活動に従事している。

また、国民所得の2.77パーセントにあたる1,226億ドルが民間からの慈善団体等に対する総寄付額である。これらの寄付のうち、85パーセントが民間非営利団体へ、12パーセントが政府関係機関へ、3パーセントが営利団体へ提供されている。

ボランティア、寄付、非営利団体なしには、今日、米国の社会・経済は成り立っていない状況にあるとあってよい。

2 米国ボランティア社会の問題点

米国はボランティア先進国である。ボランティアだけを取り出してみるとボランティア活動イコール社会奉仕活動、慈善事業であり、社会にとっては非常に有益な活動である。が、米国社会においてはボランティアに頼りすぎる傾向もあり、次のような問題点も指摘されている。

(1) 連邦政府、地方政府は「小さな政府」を指向し、福祉分野等の多くの公共サービスを非営利団体とボランティアに任せている。しかし、非営利団体とボランティアは法的に構築されたものでないだけに、ボランティアに頼った米国の福祉行政の基盤は非常に脆い一面がある。

このため、連邦政府、地方政府は後述するとおり非営利団体とボランティアの支援・育成・普及に力を入れている一面がみられる。

(2) 非営利団体、ボランティアは社会の問題点を的確に掴み、その問題に対して素早く対応する機能を併せ持っており、行政とは異なって非常に柔軟性に富み、民意を反映するシステムを構築している。

しかし、大きな社会問題には非営利団体、ボランティアの目が行き届きやすいが、対象者の少ない問題には資金、労働力が集まらず、非営利団体の力が及ばないことがある。非営利団体といえども、予算、決算の資金システムにのっとって動いているからである。

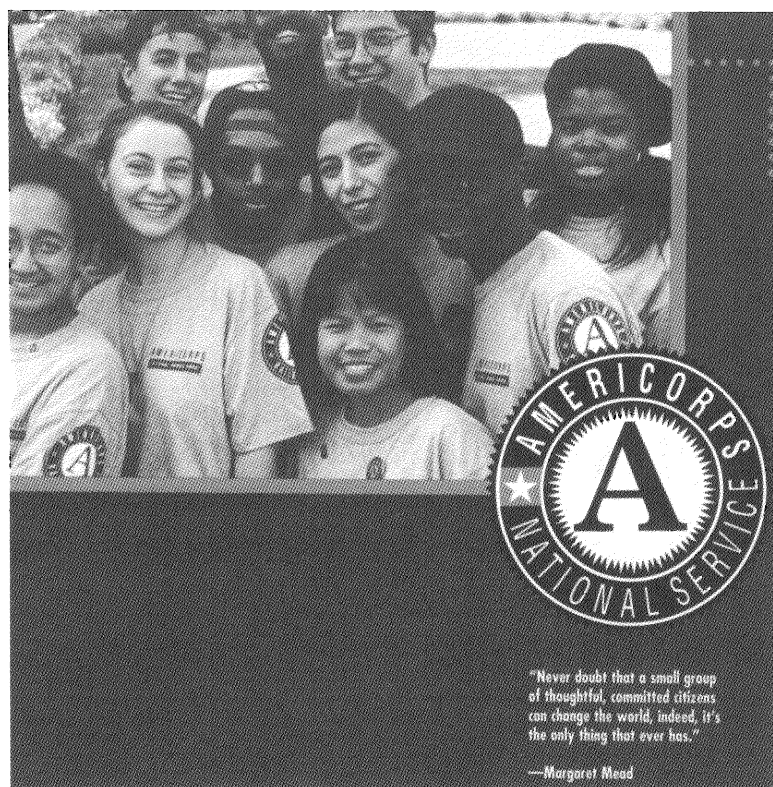
このように、あまりに非営利団体、ボランティアに頼った社会では、少数の社会的弱者が見捨てられる恐れがあり、行政と非営利団体、ボランティアとの兼ね合い、バランスが大切となる。

(3) 第3に問題となるのが、地域間格差である。中央政府が税金として国家資金を収集し、地方に再分配する日本のような行政システムでは、公共サービス、福祉サービスの地域間格差は発生しにくい。

しかし、米国のように多くの公共サービスを非営利団体に任せている米国では、日本以上に過疎地域での公共サービスの提供や地域間格差が問題となってくる。

経済機構と同様に、非営利団体や寄付資金、ボランティア労働力の大都市集中化が発生するからである。

(4) 最後に、近年ではボランティア活動によって、労働者の就労機会が奪われ、また労働力の質の低下を招くと懸念する意見も聞かれる。



第2節 米国における非営利団体・ボランティア活動の歴史

1 英国による植民地時代

17世紀初頭、英国からの移民によってアメリカ最初のコミュニティが成立したが、当時は米国内に植民地を取りまとめるための政府は存在しなかった。そのため、住民は様々な問題に対して自分たち自身で対処するよう迫られた。

当初は個人個人のボランティア活動として、無秩序に地域公共活動が行われていたが、そのうち、個人活動よりも団体を構築し組織的に活動することが問題解決に最適であることが分かってきた。これにより、その後、自警団、消防団、学校、孤児院、図書館などが各コミュニティに組織されるようになっていった。

これらが、アメリカにおけるボランティア活動と非営利団体の始まりとみられる。

2 国家成立時以降

当初の入植者は、有名な巡礼始祖（ピルグリム・ファーザーズ）をはじめとして、主として英国政府との宗教的対立から移り住んだ人々であり、またアメリカ独立の主たる目的は本国が課す重税から逃れるためのものであった。そのような歴史的背景や独立戦争の過程の中で、アメリカ人は、中央集権的国家、巨大な政府、君主制、官僚制度に根強い反感を持つようになった。中央集権的な機構に対する反発と西欧流の伝統的個人主義（日本の集団指向とは異なる）によって、アメリカは日本や多くのヨーロッパ諸国のような「大きな政府」ないし「福祉国家」ではなく、「小さな政府」を指向し、政府に代わって米国人の多様な嗜好に対応するため「非営利団体」と「ボランティア」と「寄付」を活用し、様々な公共サービスを享受するようになってきたのである。

3 ニューディール政策時

こうした「小さな政府」指向も、大恐慌発生以来様相を変えつつある。それ以前のアメリカは南北戦争以降、19世紀末にかけて世界史上まれにみる経済成長を遂げた。産業資本主義の進展と交通の発展、生活技術の進歩は、都市化を急速に進行させ、アメリカ社会にそれまでにない質的变化を与えることになった。産業資本主義の躍進と都市生活の拡大がアメリカ人の社会生活を豊かにしたのは事実だが、その反面、伝統的な農業社会の低落、都市化による貧困層発生、都市スラムの出現等をもたらした。

これらの諸問題に対しては、前述のとおり「小さな政府」指向のアメリカ社会では、社会福祉政策に連邦政府が全面的に介入することに反対する風潮が強かったため、社会福祉に関する公共サービスの提供は、主として地方公共団体、慈善的非営利団体に任されていた。

た。

しかし、1930年代の大恐慌によって、全米に広がった窮乏に対しては、地方政府・民間の慈善団体の対応だけでは、その解決を図るのは不可能となってきた。こうした中で、当時のフランクリン・D・ルーズベルト大統領は、政府による社会福祉の充実や産業振興を推進していった。ニューディールと称される所以であるが、しかし、それらの改革も社会福祉に関してはかなりの部分をボランティア活動を行う非営利団体に頼る方式がとられたことに注意すべきである。

4 第二次世界大戦後

1965年から1980年にかけて公的社会福祉制度の大幅な改革が実施され、援助分野の拡大が進められてきた。ニューディール政策時の改革においても民間非営利団体による社会援助活動が、依然重要な役割を占めていたが、60年代以降の改革により政府公的福祉が拡大した際にも、政府が資金を非営利団体に支給し、実際の福祉活動は非営利団体が行うという形態が取られることが多かった。この状態は、「第三者による政府」と呼ばれている。

こうして、現在の、政府と非営利団体が複雑に絡み合う「混合型サービス提供体制」が築かれていった。1980年には、非営利団体活動の活発な分野では、政府支出の25%が非営利団体に供給されたといわれている。同年中、連邦政府全体では400億ドルもの資金が非営利団体に供給され、またこの他に州政府・地方政府からの援助も行われている。民間援助（寄付）は、同年268億ドルに留まっている。

この時期には、政府によるボランティア活動推進策として、シヴィリアン・コンサーベーション・コー、平和部隊（Peace Corps）、ビスタ（VISTA）等が設立された。

また、この時期には企業の社会貢献の一環として、従業員のボランティア活動を奨励することも顕著になってきた。

5 カーター・レーガン政権

社会福祉部門における政府施策の拡大は、非営利部門の慈善事業を縮小させるどころか、官民一体となった相乗効果により、より非営利団体の活発な活動をもたらすようになった。

その後、カーター・レーガン政権時代に財政赤字の増加により、「小さな政府」への復元指向が高まる中で、政府予算の引き締めが行われた際には、一層非営利団体活動の活発化が見られることとなった。

政府が管轄・実施していた社会福祉事業予算を削減し、補助金の給付と併せて、民間に委託するようになったからである。

6 ブッシュ・クリントン政権

2期8年におよぶレーガン政権の後、ブッシュ大統領が政権を握ったが、犯罪の増加、麻薬問題、ホームレス、教育危機、東西冷戦と数多くの政治課題を抱えていた難しい時期であった。「双子の赤字」に悩む米国にとってこれら政治課題を解決するためには連邦政府、州政府の活躍だけではとても無理があり、全国民への協力要請が必要であった。

こうして、ブッシュ大統領はボランティア活動の全国的支援機関である非営利団体「ポイント・オブ・ライト財団」の設立に力を注いだのである。

クリントン大統領は、ブッシュ政権後、12年ぶりに民主党に政権をもたらした。この民主党政権も「強大なアメリカ」復活のために、ボランティアの力を活用するという点では、共和党政権と同じ方向性を保っていた。

こうして、クリントン大統領は選挙戦から提唱していた「国家及びコミュニティに対する奉仕委託法（the National and Community Service Trust Act）」を1993年に成立させ、青少年によるボランティア活動の一層の推進を図るためニクソン大統領の設立したボランティア奨励連邦政府機関「アクション」を発展解消して、「国家サービス庁（Corporation for National Service）」を設立したのである。

第3節 非営利団体・ボランティア活動の活発さの要因

1 非営利団体・ボランティア活動の活発さの要因

アメリカにおいて、非営利団体活動、ボランティア活動が他の先進諸国に比べて活発となっている要因として次のことが考えられる。

(1) 開拓時代の経験

アメリカ東海岸に初期の入植者が定住を初めてから、西部開拓を経て、西海岸にたどり着くまで、未開の地にあっては政府からの援助は期待できず、また地方政府そのものも存在しなかった。開拓者はすべての問題に対して自分自身で立ち向かい、解決しなければならず、これが「ボランティア活動の原点」となっていった。

(2) 小さな政府

中央集権国家、官僚制度に対する反発、大規模な政府に対する不信のため、アメリカ人は国家が一元的に福祉サービスを提供することに反対してきた。そこで、政府の供給する業務は必要最低限のものにとどめ、政府に成り代わって、非営利団体がサービスを提供してきた。

(3) 連邦性

連邦国家として発足し、州が大きな権限を持つとともに独自の施策を展開してきたため、連邦政府が国家全域にわたる住民サービスを行う必要性がなかった。

(4) アメリカ人の個人主義と多元主義

アメリカ人の個人主義と多元主義指向により、政府が国民に一律にサービスを提供することを好まない。このため、多種多様な非営利団体の存在により、様々なサービスの提供を受けるシステムが発展してきた。

(5) キリスト教の影響

キリスト教における博愛主義という宗教的背景がボランティアの活性化に影響している。自分自身が信心深いと思っている人、また、定期的に宗教関係の行事に参加する人は、そうでない人に比べて、週あたり、3倍の時間をボランティア活動に充てている。

これについては、キリスト教徒が多くを占める西欧諸国家においても同様の傾向がみられる。

(6) アメリカ人の富裕性

貧富格差が激しいとはいえ、総体として米国民の生活が豊かで、個人の資産増加、自由時間の増大に伴い、ゆとりのある資産を寄付にまわしたり、時間的余裕をボランティア活動に割く傾向がある。

(7) ボランティアの伝統

幼少時より両親や周囲の人達が、身近にボランティア活動をしている環境で育ち、ボランティアに対して違和感はもちろん、特別な感情もなく、ボランティア活動に自然に溶け込んできている。

しかし、近年では、都市化の進展、個人主義の蔓延により、この伝統にも陰りができていることも確かであり、公的団体の主導により、ボランティア振興策が実施されている。

2 ボランティア活動者を増加させるために

(1) ボランティア獲得のための最適方法

ボランティア獲得のための即効的で確実な方法は、より多くの人に声をかけること、より多くの人にボランティア活動を依頼することである。統計上、ボランティアを依頼されることにより、依頼しなかった場合の4倍の確率でボランティア活動に従事している。

(2) ボランティアを依頼されることが少ないグループ

上記とは異なり、以下にあげるグループは、ボランティアを依頼されるケースが少ないといわれている。

- ・アフリカン・アメリカン、ヒスパニック
- ・年収が2万ドル以下の低所得家庭
- ・単身者
- ・離婚、離別、死別した者
- ・失業者

しかし、一旦依頼されると、これらの人々は非常に熱心にボランティア活動を行う傾向がある。今後は、これらの人々にボランティア活動を広げていくことが課題となっている。

(3) ボランティア活動を始めたきっかけ

ボランティア活動を始めたきっかけ（ボランティア活動への動機付け）は人により様々であるが、そのうち主要な要因は図表1-1のとおりである。

（図表1-1）ボランティア活動を始めた要因

ボランティア活動をはじめた要因	割合*（％）
年少時のボランティア経験	6 6
社会を変革したい、改善したいという意欲に駆られた	5 7
年少ボランティアグループへの早期加入	6 1
尊敬している人がボランティア活動に従事しているのを見て	5 4
家族がボランティア活動に従事しているのを見て	5 6
過去に他人から助けられた経験から	5 4
年少時に両親のボランティア活動を見て	6 2
学生自治会で活動した経験により	6 8

*ボランティア従事者全体に占める割合、重複回答あり

この調査結果から言えることは、ボランティアの奨励のためには、年少者に対し、上表のようなボランティア活動への動機付けの機会を多く提供するように務めなければならないということである。

(4) ボランティア活動への勧誘

ボランティア活動へ勧誘された時の状況（1993年現在）は図表1-2のとおりである。

(図表1-2) ボランティア活動勧誘時の状況

ボランティア活動に勧誘されたのは	割合* (%)
友人から	56
地域社会グループから	55
職場で(企業内に従業員のボランティア活動推進部門がある)	24
学校・大学で	11
ボランティア団体から	11

*ボランティア全体に占める割合、重複回答あり

ボランティア活動に勧誘された者は、されなかった者より4倍の確率でボランティア活動に従事する可能性があるとの報告がなされている。また、調査結果によるとボランティア活動者は、非活動者の2倍以上の寄付を行う(家計収入比較 活動者2.6%、非活動者1.1%)との報告もなされている。

ちなみに、職場内での勧誘状況は、1989年18パーセント、1991年20パーセントそして今回1993年調査では24パーセントと着実に増加している。



第4節 米国におけるボランティア活動の現状

1 近年のボランティア活動の傾向

(1) 現代の忙しく、慌ただしい世の中においては、ボランティア活動者や家族は長期間に渡る継続的なボランティア活動よりも、短期間の、特に1回限りのボランティア活動に従事したがる傾向にある。

(2) ボランティア希望者が希望するボランティア活動の種類はどんなものでもよいという訳ではない。ボランティアは、各人の能力・才能に見合った業務を希望するし、より責任のある仕事を行いたいと思っている。

また、同じように、ボランティア受け入れ団体もボランティアに対して、有給職員と同様の責任感と熱心さを求めている。

(3) 近年、ボランティア活動への参加率が顕著に増加しているグループ（層）は、「75才以上の年長者」と「退職者」である。

(4) 男女別におけるボランティア活動従事の傾向として、

・女性は男性より・・・

- ・身体障害者や精神薄弱児の援助、未成年の妊娠・出産のプログラムに従事する。
- ・理事会や委員会のメンバーとして活躍する。
- ・新規ボランティアの指導、教育といった面倒を良くみる。
- ・孤児の面倒をみて、両親の役割を果たすことも多い。
- ・食事サービスにおいて、調理、配達、配食を行う。
- ・オフィスにおける、事務業務をより良くこなす。

・男性は女性より・・・

- ・アルコール中毒者支援のプログラムに従事する。
- ・カウンセリングやアドバイス活動に従事する。
- ・娯楽、レクリエーション活動に従事する。
- ・コミュニティの清掃活動に従事する。
- ・企画、管理、指導業務に従事する。

2 青少年ボランティア活動の傾向

(1) 1991年の調査によれば、12～17才の青少年のうち、61パーセントが週平均3.2時間のボランティア活動を行っている。

さらに、ボランティア活動を行う青少年のうち、4分の1は週5時間以上をボランティア活動に費やしている。

(2) 1991年の調査によれば、13～19才のティーンエイジ層全体で年間21億時間の社会奉仕活動を行っている。この活動のなかには、非営利団体等で定期的に事務等の活動に従事する場合も含まれている。

そして、その労働価値は70億ドルにも及ぶと推計されている。

(3) ボランティア活動に参加しているティーンエイジ層の青少年のうち、40パーセント以上は10歳以下で初めてボランティア活動を経験している。

(4) 連邦政府の提唱により青少年奉仕活動学習プログラム（Learn and Serve America）が全米各州において実施されているが、このプログラムにより社会奉仕活動、ボランティア活動を経験した青少年は、その後、5年間以上に渡って活動を継続する傾向が強い。

また、年少時にボランティア活動を始めたものは、生涯を通じて活動に従事する傾向が強い。

(5) 青少年奉仕活動学習プログラム（Learn and Serve America）に参加した青少年のうち74パーセントは、その後、地域環境保護を念頭において各自の活動を行うようになるし、また、71パーセントは積極的に環境保護活動に従事ようになる。

3 ボランティア活動の現状

(1) 1993年1年間に、全米で8,920万人がのべ195億時間にもものぼるボランティア活動に従事している。この労働時間を価値換算すると2,365億ドル（1時間あたり12.13ドルで計算）にあたる。

景気後退による実質家計収入減少にもかかわらず、全米中の48パーセントの国民がボランティア活動を行ったことになる。

(2) ボランティア活動を行った人の活動提供先は、66%が非営利団体、28%が政府関係機関、6%が営利団体となっている。

(3) 1993年、ボランティア活動者の1週間あたりの平均ボランティア時間は4.2時間であり、2年前の統計調査数値との変化はない。

(4) 全ボランティア中、27パーセントのボランティアは週5時間以上のボランティア活動

を行っている。また、37パーセントのボランティアが3年前よりボランティア時間を増加させていると回答し、1991年の統計調査時の33パーセントよりも増加している。

4 ボランティアと非営利団体

(1) ボランティアが活動を共にする非営利団体は、1990年に137万5千の組織が存在すると推計されている。これは全事業所数の5.9%を占めている。ちなみに、営利団体が93.8%、官公庁は0.4%である。

(2) 1990年、全労働人口（1億3,826万人）の11.4%にあたる1,570万人が非営利団体の活動に従事している。この数値にはボランティアとして活動した時間を労働人口に換算したのもも含んでいる。この換算ボランティア人口は640万人（全労働人口の4.6%）であると推計される。

5 民間援助の現状

(1) ボランティア活動と民間援助（民間寄付）は密接な関係がある。これらは表裏一体で、慈善事業に対する資金の提供が民間援助であり、労働力の提供がボランティア活動である。

(2) 1990年における民間総寄付額は1,226億ドルである。これは、非営利団体の経常費用の31.5%、国民所得の2.77%に相当する。これらの寄付は、85%が非営利団体へ、12%が政府関係機関へ、3%が営利団体へ提供された。

また、全世帯の4分の3の世帯が寄付を行っていると言われている。1993年の全米での総世帯数は約9,600万であるので、約7,200万世帯が慈善団体に寄付を行っている勘定になる。

(3) 民間総寄付額の資金源別内訳は、個人からの生前寄付が83.0%、遺贈が6.4%、財団からの援助が5.8%、民間企業からの援助が4.8%となっている。

日本では民間寄付の多くを企業に頼っているのとは、対照的である。

アメリカでの個人の社会貢献は開国以来伝統的なものであるが、民間企業によるフィランソロピー活動は、1950年代半ばから盛んになってきたものであり、今後、さらなる発展が望まれている。

(4) 1993年に寄付を行った世帯の平均寄付額は880ドルであり、世帯年収の2.1パーセントにあたる。

- (5) 寄付先は、宗教関係が1番多く53.7%、次いで教育関係10.1%、医療関係8.1%となっている。
- (6) 諸外国と数値を比較すると、1988年、英国の個人寄付額は所得の0.75%にあたり、アメリカでは同時期2.12%を記録している。国民皆保険制度と社会保障制度が発達した英国に比べると、アメリカは3倍もの寄付割合となっている。
- (7) 1990年にはフランスで43%の世帯が寄付を行い、19%の人が週に4時間のボランティア活動を行っている。これに対し、1989年、アメリカでは75%の世帯が寄付を行い、54%の人が週に4時間のボランティア活動を行っていると推定される。
- (8) 収入の多寡に関係なく、各人で自由に使える余裕のある資金を持っている人ほど、寄付額が多く、また、将来の生活に不安が不安がない人ほど、寄付金額が多い。



第5節 ボランティアに係る法制度

1 個人寄付

米国では、連邦所得税法により非営利団体に係る所得税等の免除、慈善団体等に寄付を

行った寄付者に係る寄付金額の所得控除を認めている。これにより、各州も連邦政府に習って、公益法人に対する寄付者には寄付金額を課税標準から控除することを許容してきた。

アメリカでの個人に対する所得控除の限度は、民間財団（私的財団等）への寄付については、調整済総所得（Adjusted Gross Income）の30パーセント、公共福祉団体およびある種の事業型財団（コミュニティ財団、パブリック・チャリティ等）については、同50パーセントと定められている。

また、単年度で寄付が所定所得控除枠を超過する場合、5年間の繰越控除（Carry Over）が認められている。

個人が土地、絵画、などの評価性資産株式（appreciated property）で寄付した場合、アメリカでは私的財団を対象とする寄付なら、譲渡物を取引価格で評価したうえで、調整総所得の20パーセントの範囲内まで、公共福祉団体およびある種の事業型財団の場合は30パーセントまで所得控除が認められている。

なお、アメリカでは、遺産相続の際に被相続人に遺産税が課税されるが、被相続人が死亡時点で公益目的で寄付をすればそれが現金・資産などどのような形態であろうとも、全額遺産税の課税標準から控除される。ただし、相続人が相続財産を寄付した場合には、遺産税の控除対象とはならない。

2 企業寄付

企業寄付については、一定限度までの損金算入が認められている。

法人による寄付の場合、アメリカではその公益性が重視され、公益的なものは税制上優遇されている。具体的には、現金による寄付であれば、調整総所得の10パーセントの範囲内で損金算入できる仕組みである。しかし、公益性の点から政治献金の損金算入は認められていない。また、個人の場合同様、5年間の繰越控除が認められている。

このように5年間の繰越控除を認めれば、景気変動に伴う利益や所得の変動による寄付金支出の変動をある程度平準化する効果があると期待されている。

3 ボランティア活動経費

ボランティア活動に係る経費についても、交通費、ガソリン代等を必要経費として、確定申告時に課税標準から控除できる。

非営利団体に対して行ったボランティア活動の際に発生した旅費（ガソリン代を含む）や電話代などの実費について、非営利団体がその費用を負担しない場合については、実費分は寄付金と見做され、所得控除の対象となる。また、非営利団体の斡旋による高校生までのホームステイに係る費用については、同様に月50ドルまでは、寄付金控除として申告できる。

第6節 米国ボランティアの今後の展望

1 米国ボランティアの今後の展望

(1) 1996年の大統領選挙を控え、選挙キャンペーンにおいて各候補者から社会福祉の充実や減税が叫ばれている。

選挙により、政権が継続しようかと交代しようかと、こと、米国地域社会における非営利慈善団体やボランティアの重要な役割には変化ないものと思われる。

それどころか、日本と同様にこれから21世紀を迎えるにあたって、米国もますます高齢化社会が進むとともに個人の嗜好も多様化してくる。そうなるに変化の激しい社会に対応するため、非営利慈善団体やボランティアの役割には変化がないどころか、ますます重要性を増すのは確実である。

(2) 米国は第1次世界大戦、第2次世界大戦、朝鮮戦争と戦争参加にも関わらず、繁栄を続けてきた。そして、1950年代、1960年代は、個人の生活も充実し、アメリカ人の可処分所得も多く、アメリカは黄金時代を迎えたのである。

その後、ベトナム戦争を経験し、米国内にも様々な社会問題が発生するとともに、米国経済も停滞期を迎えることとなった。

こうして、経済的な一応の生活水準が満たされている米国人、そしてこれから1960年代のような黄金期を迎えるかどうかかわからない米国人にとって、経済的な欲求から一歩進んで心の豊かさを求める時期を迎えている。

しかし、職場や業務において、自己実現が困難な今日の管理社会においては、ボランティアは自己実現を図るための大切な場を提供するものであり、退職した年長者の増加とも相俟って、ボランティアのさらなる増加が期待される。

